

PICK UP! ご注意ください

町内でも多くの特殊詐欺被害が発生しています

特殊詐欺被害件数・金額 (令和4年1月～8月暫定値)

嵐山町内:	5件	1,480万円
県内全域:	832件	16億8,060万円

皆さんの身近な人にいつ詐欺の電話が入るかわかりません。詐欺の手口を把握して、日頃から対策しましょう。

～特殊詐欺とは～
親族や公共機関の職員などを名乗り、不特定多数の人物に電話やメール、ハガキなどで接触し、現金やキャッシュカードなどをだまし取る犯罪のこと

特殊詐欺の予兆電話に関する通報
(小川警察署管内 令和4年1月～8月)
52件 (うち嵐山町内17件)

埼玉県内における代表的な特殊詐欺の手口と件数(令和4年1月～8月)

- 1位 オレオレ詐欺 316件**
親族を名乗り「鞆を置き忘れた、小切手が入っていた、お金が必要だ」等と言って、現金を騙し取る手口。
- 2位 預貯金詐欺 183件**
警察官、銀行協会、役場等の職員を名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されている」、「医療費などの過払い金がある」等と言って、暗証番号を聞き出しキャッシュカードや通帳等を騙し取る手口。
- 3位 還付金詐欺 150件**
医療費、税金、保険料等について、「還付金があるので手続きしてください」等と言って、電話越しにATMを操作させ、気づかぬうちに被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口。
- 4位 キャッシュカード詐欺盗 146件**
警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする」等と言って、隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る手口。
- 5位 架空料金請求詐欺 33件**
有料サイトや消費料金等について、「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります」等とメールやハガキ(封書)で知らせ、金銭等をだまし取る手口。

問合せ 小川警察署 Tel0493-74-0110

PICK UP! 歳末たすけあい事業の申請

嵐山町社会福祉協議会では、12月から始まる「歳末たすけあい共同募金」の配分金事業として、次の事業を行います。申告制となりますので、希望される世帯は申請してください。
申請書は社協窓口・役場福祉課で配付または社協ホームページよりダウンロードできます。

■低所得世帯に対する支援

- 内容** 1人につき5,000円分の地域商品券を、民生委員を通じてお渡しします。
- 基準** ①世帯全員の月収(税込)が「基準額の算出方法」(11月発行の社協広報紙または社協ホームページをご覧ください)で算出された基準額に満たない世帯。
②嵐山町に住所があり、町内に3か月以上(11月1日現在)居住している世帯。
※生活保護世帯は対象となりません。
- 必要書類** 申請書、収入状況が明らかになる書類(直近の給与明細書等)
- 提出期限** 必要書類を11月25日(金)(必着)までに社協窓口へ提出(郵送可)

■ひとり親家庭紙おむつ費用助成

- 内容** 紙おむつ購入費用(上限5,000円)を振込にて助成。
- 基準** 令和元年11月1日以降に生まれた子のいる世帯。
※「低所得世帯に対する支援」と重複して申請はできません。
- 必要書類** 申請書、ひとり親家庭等の医療費受給者証の写し、紙おむつ購入時のレシート(12月2日(金)までに購入のもの)
- 提出期限** 必要書類を12月2日(金)(必着)までに社協窓口へ提出(郵送可)

問合せ 嵐山町社会福祉協議会 Tel0493-62-0722

PICK UP! もえるごみの正しい分別にご協力をお願いします

令和4年4月から、もえるごみの処理方法が焼却処理から微生物の力を使ってバイオマス資源を分解・発酵するメタン発酵処理に変更となりました。

4月以降、もえるごみの中に**混入禁止物**が確認されています。混入禁止物は、処理施設に重大な影響を与えるため、決してもえるごみに混入させないでください。

混入禁止物の例

- ▶布団・毛布 ▶木・枝(太さ3cm、長さ40cm以上のもの)
- ▶ライター・スプレー缶・電池等の火災の原因になるもの

混入禁止物の詳細は
ごみ・資源分別カレンダー
でご確認ください



規格以上の木の枝・幹
(太さ3cm以上、長さ40cm以上)



電池類・バッテリー



布団類

混入禁止物・発酵不適物の分別例

品目	分別方法
布団・毛布等	「粗大ごみ」で処理
ライター	中身を使い切り「有害ごみ」
スプレー缶	中身を使い切り「スプレー缶」
電池(リチウムイオン電池等)	発火の危険! 「有害ごみ」

品目	分別方法
木の枝・幹・根	太さ3cm・長さ40cm以上は「粗大ごみ」で処理
弁当容器	洗って「資源プラスチック」
ペットボトル	中を水洗いし、ラベル等をはずして「ペットボトル」
衣類・布類	洗濯し、紐で縛って「紙・衣類」

※小川地区衛生組合で実施している「ごみ組成調査」では、もえるごみ内には約7%のプラスチック類(プラスチック製容器など)が混入している結果が出ています。プラスチック類は、メタン発酵処理に適さない「発酵不適物」でもあります。「混入禁止物」や「発酵不適物」の適切な分別をお願いします。

問合せ 環境課 Tel0493-62-0719